随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区　　分	内　　容　　等	備　　考
契 約 年 月 日	令和5年4月1日	
契 約 件 名	液体シンチレータ用コンテナの保管　8基	
契 約 金 額	7,524,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区神田錦町3-7-1　興和一橋ビル8階 NRS（株）	
問 合 せ 先	財務部契約課東海契約室東海契約第一係 ℡ 029－284－4890	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第１項第１号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、「JSNS2実験によるJ-PARC物質生命科学研究施設ニュートリノ研究の発展と展開」（以下「本実験」）に用いる液体シンチレータ用のコンテナ賃借料に関するものである。液体シンチレータは、中国科学院高能物理研究所及び韓国ソウル国立大学ニュートリノ研究センターより譲り受けたものであり、液体シンチレータの主成分であるリニアアルキルベンゼンが消防法による危険物に当たることから、現在専用容器を収納したコンテナに納めた状態で保管している。令和5年度の本実験においても、新しい検出器の製作を年度途中まで計画しており、液体シンチレータは既存検出器による実験だけでなく、新検出器完成後はこれにも使用することとなるため、令和5年度中も引き続き液体シンチレータの保管が必要となる。液体シンチレータが消防法の適用を受けることから、危険物保管登録区域でなければ保管ができず、本機構東海キャンパスにこれがないことから、保管の委託を行うものである。	
随意契約の理由	液体シンチレータは、中国科学院高能物理研究所及び韓国ソウル国立大学ニュートリノ研究センターがそれぞれの実験のために独自に製作したものであり、それぞれの実験終了を受けて本機構が譲り受けたものである。そして、現在は液体シンチレータの製作は行われていない。また、新たに製作するとなるとプラントから整備しなければならないため、費用面からも実質的には不可能である。そのため、本機構が現在保管しているものがすべてである。このような貴重なものであるため、不必要な消耗や品質の劣化を助長するようなことはあってはならず、保管用のコンテナは現在使用しているものを継続して使用する必要がある。このようなことから、本件の受注者に求められる条件は、危険物保管登録区域を有し、現在液体シンチレータを収納しているコンテナを保管できる者でなければならない。現在液体シンチレータを収納しているコンテナは、NRS株式会社が所有するものであり、同社より賃借しているものである。賃貸物品の賃貸後の管理責任は賃借者が負うこととなり、保管契約を締結してもその責を免れるものではないが、賃貸者と保管契約を行う場合のみ、賃借者に管理責任は発生しない。コンテナの内容物が危険物であることを考慮すれば、保管は賃貸者に委託することが最適である。このようなことから、本件の受注者となり得る者はコンテナの賃貸者である同社をおいて他になく、本件受注者として同社を選定するものである。	